

ATAJ 日本アロマタッチケア協会

会則

# ATAJ 日本アロマタッチケア®協会 会則

## 第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、ATAJ 日本アロマタッチケア協会と称する。

(主な事務所所在地)

第2条 本会の事務所は、愛知県豊田市に置く。

(目的及び組織)

第3条 本会は、アロマセラピー、タッチケアセラピーを広く社会に普及させ、人々の心身の健康のため多くの方たちに活用される事を目的とし、2013年12月3日設立する。

(事 業)

第4条 本会は、アロマセラピーやタッチケアセラピーを通し子供から高齢者まで幅広い年代に対し、心身の癒しと健康増進、家族間の絆作りなどにも貢献できるよう地域活動を進めて行く。またその目的に資するためには、質の高いセラピストを育成し、実際に社会で活動していけるような支援体制を構築し、次の事業を行う。

- (1) アロマやタッチケアを広めるために各地域で教室やボランティア活動を行う。
- (2) セラピスト養成講座を実施しセラピストの育成を行う。
- (3) 認定試験を実施し合格者に協会の認定証を授与する。
- (4) イベントやセミナーを開催しセラピストの交流およびスキルアップを支援する。
- (5) 協会認定インストラクターによるボランティア研修実施における支援を行う。

(会 員)

第5条 正会員は本会が認定した資格を有する者とし本会の設立趣旨に賛同し、会の目的・目標達成に貢献しなければならない。

2 賛助会員は、本会の設立趣旨に賛同し、会の目的・活動を応援する個人および団体をいう。

## 第2章 入会

(入会の申し込み)

第6条 入会をしようとする者は、第4条で指定する資格を取得していなければならない。

い。

2 入会をしようとする者は、第8条2項1号から5号に該当していないことを確認したうえで、ホームページ入会フォームより必要事項を記入して、入会を申し込む。

(入会の手続き)

第7条 入会をしようとする者は、入会を申し込んだのち、遅滞なく入会金ならびに年会費を支払わなければならない。

(入会の承認)

第8条 理事長は、入会の申し込みを受領し、入会金および初年の年会費の入金を確認した後すみやかに入会を承認し、入会の可否を通知する。

2 理事長は、原則入会を拒否することはできない。ただし、次の各号に該当する者からの入会申し込みがあった場合は、理由を付した書面により入会の拒否を通知し、入会金および年会費を返金する。

- (1) 過去に本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、会を除名された者
- (2) 過去に他の特定非営利活動法人または任意団体等から除名処分を受けたことのある者
- (3) 宗教の布教、選挙運動、政治思想の普及、商品の販売および他の団体への勧誘を目的として入会しようとする者
- (4) 暴力団に所属している者または暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体に所属している者
- (5) 協会が指定する資格を有さない者

(会員登録)

第9条 入会承認後、会の事務局において新たに会員となった者を会員名簿に登録するとともに、会員証を発行する。

### 第3章 退会

(退会の申し込み)

第10条 会員が退会をしようとするときは、事務局まで申し出た後に、退会届を提出することにより任意に退会できる。

(退会の承認)

第11条 理事長は、原則として退会の申し込みを拒否できない。

(退会の手続き)

第12条 本会の事務局は、退会届受理後すみやかに退会者を会員名簿から抹消する。

(会員の権利の喪失)

第13条 退会者は、退会届を提出した時点で第20条および第21条の会員の権利を全て喪失する。

(会員資格の喪失)

第14条 会員が以下の各号に該当するときはその資格を喪失し、退会したものとする。

- (1) 毎年の更新手続きを半年以上にわたり行われなかった場合。
- (2) 本会の会則に違反したとき。

(再入会)

第15条 退会したものが再度入会しようとするときは、新たに入会の手続きを経なければならない。

#### 第4章 会費

(会員の種別)

第16条 本会の会員の種別は以下のとおりとする。

- 正会員（個人） 本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人  
賛助会員（個人） 本会の目的に賛同して賛助するために入会する個人

(入会金)

第17条 本会への入会をしようとする者は、入会申込を行ったのち、遅滞なく以下の入会金を支払うものとする。なお、支払われた入会金は、第5条第2項により入会を拒否された場合を除き、いかなる理由があっても返金しない。

正会員（個人）	10,000円
賛助会員（個人）	0円

(年会費)

第18条 会員は、毎年1年間の年会費を支払うものとする。なお、支払われた年会費は、第8条第2項に該当する場合を除き、いかなる理由があっても返金しない。

正会員	5,000円（初年度10月以後2,500円）
賛助会員 1口	3,000円（1口以上、初年度10月以後1,500円）

2 賛助会員は団体も個人と同等の扱いとし、人数分を口数とする。

(年会費の有効期限)

第19条 年会費の有効期限は、初年次は入会が承認された日の属する月から翌年3月末とする。

2 2次以降は毎年4月1日から翌年3月末とする。

## 第5章 会員の権利

(正会員の権利)

第20条 協会の正会員は以下の権利を持つ。

- (1) 本会が発信する「メールマガジン」の配信を受け取る。
- (2) 本会が主催するセミナーや講演会など会員以外の者に優先して申し込みを受け付けるなどの特典。
- (3) 本会が主催するイベント等に会員参加費での参加。
- (4) アロマ商品の会員価格での購入。
- (5) その他協会が定める事項。

(賛助会員の権利)

第21条 本会の賛助会員は第20条(1)(2)(4)の権利を持つ。

## 第6章 会員の義務

(会則等遵守の義務)

第22条 会員は、本会の会則ならびに会の理事会が定めた規程および議決事項を順守しなければならない。

(行動倫理)

第23条 会員は、すべての会員に対し敬意をもって接するものとし、良識を持って常識をわきまえた行動をしなければならない。

- 2 会員は、本会の業務を妨げる行為を行ってはならない。
- 3 会員は、社会通念上、好ましくない行為を行ってはならない。
- 4 会員は、法令および条例に違反する行為を行ってはならない。
- 5 会員は、本会もしくは会員に対し、迷惑や不利益を与える行為その他会が不適切と判断する行為を行ってはならない。

(守秘義務)

第24条 会員は、本会の活動等を通じて知り得た情報等を理事長の了解なしに第三者

に開示し、または漏洩してはならない。

2 前項の規定は退会後においても同様とする。

#### (免責事項)

第25条 会員は、本会の会則及び規程に反し、違反行為をしたことが起因として生じた如何なる不利益について、本会に対して損害賠償等を一切申し立てることはできない。

2 会員が、本会の会則および規程に反し、またはそれに類する行為によって本会が損害を受けた場合、当該会員は、本会が受けた損害を賠償するものとする。

3 会員が退会した場合も、各号の規定は継続される。

#### (会員間の紛争)

第26条 会員間相互に生じた紛争について、本会には一切の責務はないものとする。

2 会員間相互において生じた紛争について、会員は自己の費用と責任において、これを解決するものとし、本会は一切関知しない。

#### (管轄裁判所)

第27条 会則および協会が行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は、本会事務局所在地の管轄する裁判所とする。

## 第7章 雑則

#### (その他)

第28条 この会則は、理事会の決議により改定することができる。

2 この会則の施行にあたり必要な事項は理事長が会員にはかり別に定める。

## 附 則

本会則は、平成30年1月より施行する。

平成30年4月一部改訂

平成31年3月一部改訂

令和1年8月一部改訂

令和3年9月一部改訂